

旅館・ホテルの維持管理に必要な措置

定期的を確認しましょう。

1. 営業施設の管理に関すること

営業者の責務	内容
施設全般の管理	<ul style="list-style-type: none">➤ 施設全体を常に清潔に保つとともに、ねずみ及び衛生害虫等の防除を行うこと。➤ 土地の状況や季節等の関係で、湿度が高く人の健康を害するおそれがあると認められる場合は、床下にコンクリートたたきその他適当な防湿措置を施すこと。
従事者の衛生管理	<ul style="list-style-type: none">➤ 従業者の数に応じて適当な数の私室を設けること。➤ 従業者は、身体及び衣服を常に清潔に保つこと。➤ 適当な救急薬剤及び衛生材料を常時備えておくこと。 
宿泊の拒否	<ul style="list-style-type: none">➤ 宿泊しようとする者が、伝染性の疾病にかかっていると明らかに認めるとき。➤ 宿泊しようとする者が、とばく、その他違法行為又は風紀を乱す行為をするおそれがあると認められるとき。➤ 宿泊しようとする者が、明らかに支払い能力を有しないと認めるとき。➤ 宿泊しようとする者が、公衆衛生上ほかのお客様の宿泊に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。➤ 宿泊施設に余裕がないとき。 
その他	<ul style="list-style-type: none">➤ 宿泊者名簿（宿泊者の氏名・住所・職業・その他の事項を記載したもの）を備えるとともに、作成の日から3年間保存すること。➤ 善良の風俗が害されるような文書・図画等を施設に掲示又は備え付けないこと。➤ 営業の許可を証する書類（許可証）を見やすい場所に掲示すること。

2. 客室に関すること

営業者の責務	内容
客室	<ul style="list-style-type: none">➤ 客室の番号又は名称及び定員を表示すること。➤ 一客室の面積は、7㎡（寝台を置く客室は9㎡）以上とすること。➤ 客室の収容定員は、収容定員に應じ十分な広さを確保すること。 <div style="border: 1px solid green; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"><p>※推奨面積</p><p>ア 寝台を置く場合 4.5㎡につき1人</p><p>イ 寝台を置かない場合 3.3㎡につき1人</p><p>ウ 簡易宿所営業の客室 3.0㎡につき1人</p></div> <ul style="list-style-type: none">➤ 宿泊者用の寝具は、白布その他の清潔な布で覆うこと。➤ 敷布・掛布・貸衣類等は、使用者の異なるたびに洗濯すること。➤ 寝具や貸衣類等は、定員数以上の数を備え、常に清潔に保ち、かつ、衛生的に保管すること。➤ 採光のための窓その他の開口部を有し、自然光線を十分に採光できる構造とすること。➤ 直射日光が著しく射入する室は、カーテンやすだれ等で光を遮ること。➤ 室内に便所・下水・ごみため等の臭気が入らないよう処置すること。➤ ごみ箱を備え、1日1回以上ごみの処分をすること。➤ 室内は、1日1回以上清掃し、必要に応じて消毒を行うこと。
便所の管理	<ul style="list-style-type: none">➤ 便所は、1日1回以上清掃し、常に清潔に保つとともに、臭気の防除に努めること。➤ 衛生害虫等の侵入及び発生を防止すること。➤ 水洗式便所には、別に汚物容器を備えること。➤ 手洗設備は、流水式とし、十分に水を供給すること。
照明の管理	<p>照明設備は照度を測定するなど保守点検を定期的に行い、故障、破損等がある場合は速やかに補修して、宿泊者の安全衛生又は業務上の必要な照度を満たすこと。</p>



3. 入浴施設に関すること

営業者の責務	内容
衛生管理 責任者の 設置等	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 営業者は、衛生管理を行うため、自主管理手引書及び点検表を作成して従業者に周知徹底するとともに、営業者又は従業者のうちから日常の衛生管理に係る責任者を定めること。 ➢ 浴室は、常に清潔に保つこと。 ➢ 入浴者の見やすい場所に、公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をしないよう注意を喚起する表示をすること。 
浴室の 管理	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 脱衣場を設ける場合は、常に清潔に保つとともに、衣類の保管ができる棚・脱衣箱・脱衣籠等を設け、これらを常に清潔に保つこと。 ➢ 打たせ湯及びシャワーには、循環水を使用しないこと。 ➢ 浴槽水は、常に満杯状態に保ち、かつ、十分に湯水を供給することによりあふれさせ、清浄に保つこと。 ➢ 浴槽水は、毎日1回以上完全に入れ換え、浴槽の清掃及び消毒を行うこと。 (循環ろ過により24時間以上連続して使用する場合は、1週間に1回以上定期的に完全に入れ換え、浴槽の清掃及び消毒を行うこと。) ➢ 浴槽に気泡発生装置等を設置する場合には、内部を定期的に清掃及び消毒を行い、24時間以上連続して使用している循環水を使用しないこと。 ➢ 原水及び浴槽水は、規定の水質基準に適合するよう管理すること。
浴槽水の 消毒	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 浴槽水は、塩素系薬剤を使用して消毒し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定して、通常1リットル中0.4mg程度とし、かつ、最大でも1リットル中1.0mgを超えないよう努めるとともに、測定の結果を検査の日から3年間保存すること。 (モノクロロミンの場合は結合塩素濃度を1リットル中3mg程度に保つこと。浴槽水の性質その他の条件により塩素系薬剤が使用できない場合等には、他の適切な衛生措置を講じること。) 
水質検査の 実施	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 浴用に供する湯水は、それぞれ次の頻度で定期的に水質検査を行うこと。ただし、塩素系薬剤を用いた消毒を行っていない浴槽水については、その頻度は、1年に4回以上とする。 <div style="border: 2px solid orange; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ア 原水（水道水のみを用いる場合は不要） 1年に1回以上 イ 毎日1回以上完全に入れ換える浴槽水 1年に1回以上 ウ 24時間以上連続して循環水を使用する浴槽水 1年に2回以上 </div> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 水質検査の結果は、検査の日から3年間保存すること。その結果が規定の水質基準に適合しない場合は、直ちに、その旨を保健所に届け出ること。

4. 入浴設備の管理に関すること

営業者の責務	内容
貯湯槽の管理	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 貯湯槽内の原水の温度は、通常の使用状態において、摂氏 60 度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏 55 度以上に保つこと。 (レジオネラ属菌その他の病原菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水の消毒を行う場合は、この限りでない。) ➤ 定期的に貯湯槽及び配管内部の生物膜の発生の防止又は除去を行うための清掃及び消毒を行い、設備に破損がないか、温度計が正常に作動しているか確認すること。 ➤ 調節箱（洗い場の給湯栓又はシャワーに送る湯水の温度を調整するために設ける設備）は、必要に応じて清掃・消毒すること。 ➤ 回収槽の湯水は、浴用に供しないこと。(回収槽の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、レジオネラ属菌その他の病原菌が繁殖しないよう回収槽内の湯水の塩素消毒等を行う場合は、この限りでない。)
循環・ろ過設備の管理	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 塩素系薬剤は、ろ過器の直前に投入すること。 ➤ 消毒装置の維持管理を適切に行うこと。 ➤ ろ過器と消毒装置は、浴槽に湯水がある時は常に作動させること。 ➤ ろ過器は、1 週間に 1 回以上、逆洗浄して汚れを十分に排出すること。 ➤ 循環配管は、1 週間に 1 回以上、適切な消毒方法で生物膜を除去するとともに、1 年に 1 回程度、生物膜の状況を点検すること。 ➤ 集毛器は、毎日清掃及び消毒すること。 ➤ 水位計配管がある場合は、1 週間に 1 回以上清掃を行うこと。 ➤ 配管の状況を正確に把握し、不要な配管は除去する等適切に処置すること。 ➤ シャワーは、1 週間に 1 回以上通水し、シャワーヘッドとホースは半年に 1 回以上点検するとともに 1 年に 1 回以上洗浄及び消毒を行うこと。

☆浴用に供する湯水の水質基準☆

	項目	原水（水道水以外の湯水）	浴槽水
1	濁度	2 度以下	5 度以下
2	有機物（TOC）	3mg/L 以下	8mg/L 以下
	過マンガン酸カリウム消費量*	10mg/L 以下	25mg/L 以下
3	大腸菌	検出せず	1 個/ml 以下
4	レジオネラ属菌	10CFU/100ml 未満 (検出せず)	10CFU/100ml 未満 (検出せず)
5	色度	5 度以下	
6	pH	5.8~8.6	

お問合せ先

松山市保健所 生活衛生課 生活衛生担当

〒790-0813 松山市萱町 6 丁目 30-5 TEL：911-1807

FAX：923-6627

